空き家解体ローン

（しんきん保証基金保証付）

2023年4月3日現在

商品名（愛称）	ちゅうしん空き家解体ローン
ご利用いただける方	・年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 ・当金庫が定める審査基準を満たされる方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の会員となる資格のある方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。 なお、会員となっていただかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
空き家解体ローンプライムをご利用いただける方	次のいずれかに該当される方は、空き家解体ローンプライムをご利用いただけます。 ・本件ローンをインターネット申込受付システムで申込された方 ・申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかに該当される方 ①当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付個人ローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当される方 A.貸付実行日から6ヶ月以上経過している B.完済して3年以内 ②当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付カードローンが次のいずれかに該当される方 A.ご契約中 B.新規にご契約する(空き家解体ローンプライムの貸付実行日以前(同日含む)にご契約)
お使いみち	・空き家解体費用およびそれに伴う諸費用 ・上記を使途として借り入れたローンの借換資金 （ただし、申込人またはその親族が所有する建物であり、事業専用で使用していた建物でないこと。）
ご融資金額	・500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	・10年以内（元金据置は6ヵ月以内）
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。 ・ボーナス併用も可能です（ご融資金額の50%以内）。
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人は必要ありません。
保証料	・ご融資金利率に含まれております。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部（9時～17時、電話：052－913-1153）にお申出ください。 ・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052－203－1777）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031)、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588)、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。 ・アルファ優遇金利や子育て家庭応援特典(ぴよか・はぐみんカード)は適用外とさせていただきます。

中日信用金庫